

定 款

公益社団法人

千葉市民間保育園協議会

公益社団法人千葉市民間保育園協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人千葉市民間保育園協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市中央区中央4丁目5番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て支援に関する事業を行ない、子どもたちの最善の利益を考慮し、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 子育てに関する相談事業及び子育て情報提供に関する事業
- (2) 子育て支援に関する助言、技術支援、技術指導
- (3) 子育て支援に関する調査・研究事業
- (4) 保育環境の向上に関する事業
- (5) 保育に関する苦情解決制度及び第三者評価制度に関する研究事業
- (6) 関係公共団体並びに社会福祉団体等の連携に関する事業
- (7) 第2種社会福祉事業の運営
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の公益目的事業の推進に資するため、前項各号に掲げる事業に関連する収益事業を行うことができる。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の行う事業に関し、深い学識を有する者又はこの法人に功労のあったもので理事会が推薦し、総会で承認されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社

員とする。

(会員の資格取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込を行うものとする。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費等)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項で納めた入会金及び会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の正会員総数4分の3以上の議決によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第1号の規定により正会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附随明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の召集を請求することができる。
- 3 会長は前項の規定により請求があった時は、その日から6週間以内に総会を召集しなければならない。
- 4 会長は総会を召集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項等、開催日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の過半数により成立する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権に当たる3分の2以上をもって

行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決を委任し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し保存する。
2 議長及び会長、出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上16人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 理事のうち6名以上を正会員以外の理事とする。

4 監事のうち1名は正会員以外の監事とする。

5 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任及び解任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、会長を解職することができる。この場合において、理事会は、総会にこれを

付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従いその職務を行う。

4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の債務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及、副会長及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指名された順序で副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するものは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印し、保存する。

第7章 常任委員会

(常任委員会)

第35条 この法人に、常任委員会を置く。

- 2 前項の委員会は、会長、副会長、常務理事、理事、事務局長、各委員会委員長で構成する。
- 3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) この法人の年間事業計画案等を策定し、理事会に提出すること。
- (2) 理事会で決定された事項に関し、遅滞なくそれを実施すること。
- (3) その他、この法人の事業の執行に係ることを実施する。
- 4 第1項の委員会は、理事会において選任及び解任すること。
- 5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると

ともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他の必要な帳簿及び書類

第 1 1 章 公 告

(公告の方法)

第 4 6 条 この法人の公告は、電子公告の方法で行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、山崎淳一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散と登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 4 3 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。